

令和8年度 天草市奨学生募集要項

【募集期間：令和8年2月2日（月）から令和8年4月15日（水）まで】

1 申込資格（下記の条件を全て満たしていることが必要です）

- （1）保護者が3年以上、天草市に居住（住民登録）していること。
- （2）高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学及び大学院に進学予定、又は在学していること。
- （3）学術優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難であること。

①学力基準：全教科の評定の平均が3.2以上

※算出は単純平均（全教科の評定の合計を全教科の数で除する）とし、小数点以下第2位を四捨五入する。

※大学・専門学校等の評価は、別紙「天草市奨学生評定換算表」により算出する。

②収入基準：本人が属する世帯の収入が基準以内であること。

※別紙「天草市奨学生収入基準」を参照してください。

（4）その他の貸与型奨学生を受けていない者（給付型奨学生との併給は可能とする。）

（5）確実な連帯保証人（2名）を付することができること。

※2名のうち1名は保護者又は後見人とする。他の1名は別世帯で、年齢が65歳以下（令和8年4月1日現在）、年間収入が200万円以上ある者とする。

2 奨学生の貸与額・貸与期間

（1）貸与額

高等学校の生徒、高等専門学校の学生、 専修学校（高等課程）の生徒	月額15,000円
専修学校（専門課程）の学生、短期大学の学 生、大学・大学院の学生	月額30,000円又は50,000円 (いずれかを選択)

（2）貸付期間：令和8年4月から正規の修業期間が終了するまで。

3 奨学生の貸与方法

奨学生選考委員会にて貸与者を決定後、6月に4～6月分を、7月以降は毎月その月の分を指定口座に振り込みます。なお、指定口座は奨学生本人の口座に限ります。

4 奨学生の返還

（1）措置期間：貸与終了後1年間

（2）返還期間：貸与期間の2倍（貸与額が5万円の場合は4倍）の期間内に月賦で返還する。ただし、最長20年以内とする。

（3）利 息：無利息。ただし、正当な理由なく返還を遅延したときは、年14.6%の延滞金を徴収する。

（4）返還方法：月賦による均等払（口座引き落とし）

5 奨学生の返還義務

市が貸与する奨学生の運営資金は、被貸与者（過去に貸与を受けた方）からの返還金、基金等からなっており、中でも被貸与者からの返還金が大部分を占めています。

奨学生となられた場合、このことを深く認識していただくとともに、学業を修了し、社会に出て自立した時点から適切な計画のもと返還することにより、同じような境遇にある後輩に進学向学の道を開く義務を負うこと自覚してください。

6 提出書類

(1) 奨学生願書（様式第1号） ※本人が記入してください。

- ・連帯保証人2名の印鑑は、実印を押してください。
- ・貸付決定後に、連帯保証人2名の印鑑証明書を提出していただきます。

(2) 奨学生推薦調書（様式第2号）

- ・新入生については、出身中学校又は出身高校等に作成依頼のこと。
- ・その他は、現在の在学に作成依頼のこと。
- ・成績が証明できる書類であれば、学校の様式で可能とする。ただし、人物所見及び総合判定等、学校の様式に含まれていない場合は、奨学生推薦調書（様式第2号）に記入のうえ、併せて提出すること。

(3) 合格通知書の写し又は在学証明書

(4) 成績証明書（開封無効）

- ・奨学生推薦調書（様式第2号）に成績が記載されている場合、提出の必要はありません。

(5) 世帯全員の所得が分かる書類

- ・令和7年分の源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し（世帯全員の所得確認のため）

(6) 市税納税状況調査同意書（保護者の市税等の滞納の有無を調査するため）

(7) 世帯の住民票謄本（本籍入り）（保護者の住所要件、世帯員の確認のため）

(8) 連帯保証人（保護者等以外）の所得が分かる書類

- ・令和7年分の源泉徴収票の写し又は確定申告書の写し（連帯保証人の収入確認のため）

7 申請受付期間

令和8年2月2日（月）～令和8年4月15日（水）

※持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分までとします。
(土曜、日曜日及び祝日を除く。)

8 提出先及び問合せ先

〒863-8631 天草市東浜町8番1号

天草市教育委員会 教育総務課 総務企画係

電話（0969）24-8812（直通）